

障害者計画（第5次）の取組状況等について

【評価の目安】

- A：施策、取組の方向性に沿って順調に進行している。
- B：施策、取組の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
- C：施策、取組の方向性に沿った進行にやや遅れが生じている。
- D：施策、取組の方向性に沿った進行に大幅な遅れが生じている。

【基本目標1】お互いにつながり支え合える

施策（1）すべての人が支え合う地域共生社会への取組

①地域共生社会の実現に向けた市民一人ひとりの取組

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に関するリーフレットを市立中学校へ配付するとともに、出前講座等で、障害に対する理解の促進を進めた。 また、更なる障害理解の促進に向け、民生委員児童委員協議会や老人クラブ等の団体に障害理解促進事業の概要説明と利用勧奨を行った。 障害理解促進事業により、団体が、イベントを開催することで市内での障害者理解の啓発ができた。 また、民間団体が実施する「共に生きるまちづくり」10周年記念講演などの16件のイベント等について後援を行ったほか、ヘルプマークをより身近な地域で受け取ってもらえるよう、市内4か所の地区保健福祉センター（中央圏域は引き続き障害福祉センターハートフルで対応）での配布を開始した。	A	更なる障害理解の促進に向け、障害理解促進事業の対象者の拡充を行い、新たに、障害福祉サービス事業者が行う障害理解や障害者との交流に資する行事（自主製品等の販売会含む）を新たに補助対象とする。

②障害者を支えるボランティアなどの担い手の充実

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
手話講習会の開催を通じて、手話の習得・聴覚障害に対する理解の促進を進めており、令和7年度は、子ども手話教室について、夏休み期間中の講座に加え、知識の定着を目的に冬休みにも手話教室を開催した。 また、点字講習会を開催し、令和7年度は初級7名、中級4名が受講した。（令和6年度と同数程度）	A	障害者を支えるボランティアの担い手の充実に向けて、引き続き手話講習会及び子ども手話教室、点字講習会を実施する。

③茨木市障害者地域自立支援協議会の機能強化と連携による支援体制の推進

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
主任相談支援専門員に事例検討会の運営に関わってもらうなど、取組の強化を図った。	B	事例検討を通じた地域課題の抽出については、取組が不十分であることから、主任相談支援専門員との連携を強化するとともに、事例検討への積極的な参加を促すための仕組みを検討する必要がある。 障害福祉サービス事業所連絡会内のソーシャルワーカー部会と自立支援協議会の活動との連動についても検討する。 一定の成果を得た地域生活支援拠点等PTを廃止し、検証の場を定例会に移すことで省力化を行う。

④持続可能なネットワーク体制の再編

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
包括的な相談支援体制が充実し、複雑化・複合化した課題に対応できる体制となっている。 また、地域住民の活動を地区保健福祉センターや関係機関がバックアップする体制が構築され、住民が主体となった活動が数多く実施された。 地区保健福祉センターが主催する会議の見直しを行い、他の会議との参加者の重複や目的が近い会議を統合するとともに、一部の会議については二部構成による同日開催や開催回数の見直しを実施した。これにより、会議参加者の負担軽減と業務の効率化を図りつつ、従来どおりの支援内容は維持し、継続的な連携体制の確保に努めた。	B	地域活動支援センター事業について、障害者施策推進分科会専門部会において今後の事業方針を提示のうえ、再編を検討していく。 各種ネットワークが充実し、包括的な相談支援体制の整備が進む一方、会議等の回数が多いといった課題もあるため、実施方法について、検討する。 重層的支援体制整備事業について、障害分野の対象事業（包括的相談、地域活動支援センター）はいずれも事業を維持していくことに課題を抱えており、再編を検討する。 これまでの見直しにより効率化された会議体を基盤として、多様な主体が一体的に地域課題を捉え、つなぎ、支援する機能の強化を図る。特に、住民主体の拠点を核とし、住民・支援機関・行政がそれぞれの役割を発揮しながら関わる仕組みを深化させ、包摂的で持続可能な地域支援ネットワークの構築を推進する。

施策（２）交流を通じての相互理解の促進

①障害のある人となない人の交流機会の充実

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
おにも見るクルアート展などの市の共催行事や事業所並びに団体の自主事業、NHKハート展など、多くの交流イベントが実施された。 自立支援協議会では、おにも見にクルアート展をはじめとするイベントにおいて、障害理解を深めるための取組を実施した。 障害福祉センターハートフル市民交流講座として、スポーツ吹き矢やダンス等、７種類の講座を実施する等障害のある人となない人との交流を目的とした講座や交流会の開催のほかおにも見にクルアート展でのワークショップを実施した。	A	引き続き、障害者を含め様々な方が交わる場として、市の事業だけでなく、市民活動センターと連携しながら市民活動団体等との連携事業の実施に向けた支援を進めていく。 引き続き、障害者との交流を図る取組を実施するとともに、より多くの方がイベントに参加できるよう、効果的なイベントの周知方法を検討する。 更なる障害理解の促進に向け、障害理解促進事業の対象事業の拡充を検討し、新たに、障害福祉サービス事業者が行う障害理解や障害者との交流に資する行事（自主製品等の販売会含む）を新たに補助対象とする。（再掲） また、障害福祉センターハートフル市民交流講座を実施し、障害者との交流の機会を創出するなど様々な取組を通じて、障害のある人となない人の交流が促進される機会の提供に努める。

【基本目標Ⅰの評価：A】

２施策 ５取組の内、A：３つ、B：２つ、C：なし、D：なしであった。

様々な支援や取組の連携を進め、多くの人材育成の機会や交流の場を持つことができた。一方で、多機関の関わりについては、工夫の余地があり、今後も取組を進める。

また、地域共生社会を実現するためには、属性や分野に捉われない活発な交流が必要であり、障害のある人となない人の更なる交流促進に努める。

【基本目標 2】健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

施策（1）地域での包括的な相談支援体制の構築

①「茨木市障害者基幹相談支援センター」による総合相談支援の推進

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
障害者基幹相談支援センター職員も参加している主任相談支援専門員連絡会において、主任相談支援専門員の役割整理の取組を行った。	B	引き続き、障害者基幹相談支援センター、主任相談支援専門員との役割について整理を行い、相談支援体制の強化に努める。 一方、主任相談支援専門員の間でも取組状況に差があるため、連絡会において、取組の整理を進めていく。 基幹相談支援センターの設置規定を策定し、指揮命令系統、役割を明確化するとともに、障害者ケアマネジメントのメゾレベルの中核機能である事例検討の枠組みについて、市が主導権をもって実施する。

②障害者相談支援センターとの円滑な連携及び相談支援体制の最適化

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
本市独自の補助制度の活用等により、計画相談支援の利用者及び利用率は増加しているが、補助制度を活用した事業所の新規開設及び相談支援専門員増員の実績はなかった。 多様な障害に関する相談に対応するため、研修等に積極的に参加し、知識や支援スキル向上に努めた。 市町村相談支援事業の令和8年度に向け、委託仕様書を見直し、ターゲットを障害福祉サービスを受けていない者を原則とする旨を明記した。	B	のぞまないセルフプランの解消に向け、相談支援専門員の人材確保に向けた取組を実施する。 委託相談のケースのうちサービスを受給している者は順次計画相談に移行する流れを作る。 委託相談支援事業者と調整の上、次期障害福祉計画では障害者相談支援体制の再編成について明記し、スケジュールを立てる。

施策（2）地域での自立した生活への支援

①自立支援給付事業、地域生活支援事業等の実施

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
移動支援従業者養成研修の実施によりサービス提供基盤の確保に努めた。（修了者：全身性2人、知的4人、精神1人） 大阪府の相談支援専門員研修におけるインターバル実習（課題実習）の実施（7～9月、1～3月）により初任者7人に対してサービス等利用計画の質向上に向け、ストレングス・インフォーマルサービス等の活用・総合的な計画作成を指導した。	A	移動支援従業者養成研修は令和8年度で終了する。 引き続き、大阪府の相談支援専門員研修におけるインターバル実習や特定相談支援事業者への説明会においてストレングス・インフォーマルサービス等の活用・総合的な計画作成を指導していく。

②地域移行・地域定着支援のための体制整備

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
精神障害の理解促進や地域での支援力向上を図るため、支援者を対象とした事例検討会（にも会議）等を実施し、地域生活移行後の生活を支える体制強化を図った。 精神科病院チームは精神、施設入所チームは身体・知的障害者支援について、それぞれ事例の共有を行い、共通課題についての検討や支援機関との意見交換を実施した。	B	引き続き、地域移行後の生活を支えるため、地域での支援力向上を図る事例検討会（にも会議）等、地域移行の促進に係る取組を実施する。

③住まいの確保

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
居住の安定に関する広報物を関係課に配架した。また、電話や窓口で相談のあった際に必要に応じ情報提供を行った。 相談者の要望に応じて、本市を業務活動エリアに含めている居住支援法人を紹介した。 大阪府、Osaka あんしん住まい推進協議会と共催で住まい探し相談会を開催した。相談件数 令和7年度：8件（2回） 居住支援協議会の設立に向けて庁内共有を行った。 共同生活援助について、実地指導を通じて法令で定められた基準を満たしているか確認を行うとともに、入居者の心身の状況を踏まえて適切なサービスを提供できているかについて確認を行った。 「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」については、高齢者向けの施設であるため、障害者の入居に関しては慎重に判断するよう、施設に対して指導した。 グループホーム整備補助金を交付し整備促進を図った。 生活介護入浴補助金、グループホーム施設開設補助要綱において、補助対象者の適格性維持、法令順守促進を目的とし一部法人(指定取消5年未経過、不正請求費用返還未完了)を補助対象外とするための見直しを検討、調整した。	B	今後も情報提供に努める。 住まい探し相談会を開催（2回）する。 居住支援協議会の設立について検討する。 共同生活援助については、令和8年2月に厚生労働省のガイドラインに沿って、事業所の運営状況の確認を行い、適切な指導を行う。 「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」については、引き続き障害者の入居に関して慎重に判断するよう、施設に対して指導していく。 グループホーム整備補助金の見直しを検討する。

④地域生活支援拠点等の機能の充実

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
人材の確保・養成に向けた研修を実施した。また、地域生活支援拠点等の機能の一つである「体験の機会・場の提供機能」について、運用スキームの検討を行うことを確認した。 地域生活支援拠点等事業所に位置付ける登録事業所がなく、登録を促すため、説明会を実施した。 障害福祉センターハートフルにて、地域生活支援拠点等研修会を開催し、拠点等の登録により、各事業所が取得できる加算内容について福祉指導監査課と共同し説明を行った。	B	地域生活支援拠点等事業を構成する4つの機能ごとに、検討状況や実施状況に差異が生じていることから、改めて現状を把握し、より実効性のある検討が行えるよう体制を見直す。 引き続き、事業所登録を促すため、周知や登録に向けた働きかけを行う。 研修や説明会を通じて、加算内容についての周知を行い、拠点等登録事業所を増やす。

⑤計画相談支援の実施

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
障害福祉サービスの新規申請時に計画相談支援の情報提供及び利用勧奨、必要に応じて指定特定相談支援事業所への斡旋調整を行った。 専門職（認定給付専門員）によりサービス更新時や必要時、並びに相談支援専門員初任者研修においてサービス等利用計画案の指導助言を行い計画相談の質の向上を図った。 相談支援専門員の確保を目的とした本市独自の補助制度の効果もあり、計画相談支援利用率は前年度より向上したが、依然として大阪府内で低い水準となっている。	A	引き続き、障害福祉サービスの新規申請時には計画相談支援の情報提供及び利用勧奨を行っていく。 のぞまないセルフプランについて状況把握・解消に向けた方策を検討する。 計画相談支援利用率の更なる向上を図るため、引き続き本市独自の補助制度を実施するとともに、効果について検証し、今後の実施の方向性について検討する。 計画相談補助金の効果検証及び補助金のあり方を検討する。

施策（３）精神障害者の地域での支援体制の充実

①精神障害者に対する地域における包括的なケア体制の充実

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
地域で精神障害のある方の支援に従事する方を対象に事例検討会（にも会議）や精神障害の理解を深めるための映画上映会を実施するなど、支援体制の強化を図る取組を実施した。	B	引き続き、出前講座など精神障害に関する理解を促す取組を実施する。 引き続き、地域における精神障害者の支援体制の充実を図るための取組として、事例検討会（にも会議）やパネルディスカッション等を実施する。

②精神障害に関する理解促進

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
市が実施する出前講座にて精神障害の理解を促進するためのメニューを設定し、周知啓発の機会を設けた。	B	事例検討会（にも会議）やパネルディスカッション等を用いた、精神障害者に対する地域における包括的なケア体制会議を実施する。

施策（４）障害特性等に配慮したきめ細かい支援

①難病患者・高次脳機能障害・発達障害に対する支援

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
障害福祉サービスの支給を行う際に難病患者や高次脳機能障害、発達障害を含めた障害特性を勘案し決定した。 令和８年２月に、厚生労働省による「高次脳機能障害者支援法の施行に向けた自治体説明会」に職員が参加し関係機関や専門機関との連携や支援の枠組みについて確認した。 基幹相談支援センター職員が高次脳機能障害や発達障害に関する研修に参加するなど、知識やスキルの習得に務めた。	B	引き続き、難病や高次脳機能障害、発達障害に対する支援を充実するため、基幹相談支援センター職員をはじめとする支援者のスキルアップや関係機関の連携強化を図る取組を検討する。

施策（５）医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害者に対する支援

①医療的ケアや強度行動障害者に対する支援体制の改善

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
令和６年度の報酬改定による重複部分等について現行の生活介護入浴補助金の見直しを検討、調整した。 入浴補助・グループホーム整備補助要綱において、補助対象者の適格性維持、法令順守促進を目的とし一部法人(指定取消５年未経過、不正請求費用返還未完了)を補助対象外とするための見直しを検討、調整した。	B	重度重複障害者支援補助金の見直しを検討する。 令和８年度末までに、医療的ケア及び強度行動障害の実態調査を行う。 生活介護入浴補助金の見直しを実施する。 グループホーム整備補助金の見直しを検討する。

②医療的ケアや強度行動障害者に適切に対応できる人材の確保

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
医療的ケアや強度行動障害者に対応する事業所や介護人材の不足する事業所のサービス提供基盤確保のため、新たな補助金（障害福祉サービス等従業者研修費用補助金）の立案を行った。 障害福祉サービス事業所などに大阪府などが実施する研修の周知を行い、専門的な人材の養成を図る機会を提供した。	A	医療的ケアや強度行動障害に対応するため新たな補助事業の実施を検討する。 引き続き、障害福祉サービス事業所における専門的な人材の確保・養成を図るため、各種研修等の周知等を実施する。

施策（６）保育・教育における支援の充実

①早期療育の充実

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
乳幼児健康診査等を通じて、保健師・心理士等が保護者の相談に応じ、障害の有無が明確でない段階から支援を行い、療育を必要とする乳幼児については、適切な支援につながるようアドバイスを行った。 また、面談にて保育士が育児の話を伺い、保護者の気持ちに寄り添いながら、相談内容に応じた情報提供を行ったり、保健師等と連携して適切な支援へ繋げた。 すくすく親子教室では、こども支援センター（乳幼児健康診査等）と連携し、親子ひろばや児童発達支援事業を実施するとともに、他事業所との相互の見学や児童発達支援センターとの連携により、対象児童とその家族への状況に応じた支援を行った。 また、「いばらきっ子ファイル」作成の講座を半年に１度の割合で開催し、周知を図るとともに、自立支援協議会こども支援部会と協力し、事業所の職員を対象に連携をテーマとした研修会を実施し、切れ目のない支援を行うツールとして「いばらきっ子ファイル」の意義や目的を確認した。	A	乳幼児健康診査等において、個々の発達の特徴を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズを踏まえながら、こどもとその家族に必要な助言を行い、療育を必要とする乳幼児には、その後適切な支援に繋がるようアドバイスを行う。 保護者との面談にてこどもの様子を把握し、保護者の悩みや思いに寄り添いながら情報提供を行い、必要に応じて他機関と連携し適切な支援へと繋げる。 すくすく親子教室では、引き続き初期療育機関として各関係機関と連携しながら早期療育体制の充実を図る。 引き続き、「いばらきっ子ファイル」作成のための講座を開催するとともに、各関係機関への周知に努める。さらに、「いばらきっ子ファイル」活用の好事例なども紹介できるよう情報を収集する。

②障害児保育の充実

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
支援を要する児童への対応力を高めるため、発達障害の理解に関する研修を基礎編と応用編にわけて実施した。また、課題のある児童の対応を指導員間で共有・検討できる機会として座談会を実施し、意見交換等を通じて実務スキルの向上に努めた。 さらに、障害福祉センターハートフルを利用している学童保育室で、手話講座の実施やアート展への参画等を通じて、児童が障害者への理解を深めることができた。 保育所や幼稚園では、障害のあるこどもも障害のないこどもと同じ集団の中で教育を受けることが出来るよう、加配職員の配置や心理判定員による巡回支援事業を実施した。 また、保育士や幼稚園教諭に対して発達に課題のあるこどもへの関わり方に関する研修を実施するとともに、保育所等の施設及び設備の充実を図った。	A	引き続き、障害への理解を深めるために指導員への研修を充実させていく必要がある。また、医療的ケア児の受入れを行うために、看護師の配置を行い、環境整備だけではなくソフト面の整備を行う必要がある。 また、保育場所となっている障害福祉センターハートフルと連携した取組を継続する。 引き続き、障害のあるこどもも障害のないこどもと同じ集団の中で教育を受けることが出来るよう、加配職員の配置や心理判定員による巡回支援事業を実施する。 また、保育士や幼稚園教諭に対して発達に課題のあるこどもへの関わり方に関する研修を実施するとともに、保育所等の施設及び設備の充実を図る。

③児童発達支援センターを中心とした重層的な障害児支援

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
あけぼの学園では、センターの運営方法について、実施している支援（障害児通所支援や障害児相談支援・保育所等訪問支援）や取組に関して有識者に意見を伺い、これまでの実施方法や今後の方向性について確認した。 藍野療育園では、指導を行う立場の専門職員を配置し、研修を行い、センターの支援技術の向上に取り組んだほか、保育所等への研修を行い、インクルージョンの推進を図った。	B	あけぼの学園では、人員の増強を図り、相談業務や啓発業務（講座・イベント等）、事業所支援の充実を図る。 藍野療育園では、引き続き専門職員を配置し、地域の支援体制の充実を図る。

④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の充実

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
自立支援協議会こども支援部会において、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、意見交換会、研修を通して、事業所や各機関との連携について考えるとともに、保護者との連携や地域の課題などについても話合った。 大阪府医療的ケア児支援センター主催の情報交換会に出席し、府内の情報収集や他市町村の事例の把握に努めた。 強度行動障害に関する研修会を開催し、事業所の支援力向上に取り組んだ。	B	引き続き、こども支援部会において、各機関との連携や地域課題等について協議する。 医療的ケア児等については、さまざまな支援者の理解が深まるよう、意見交換会や、研修を行っていくとともに、大阪府医療的ケア児支援センターとの連携を継続する。 強度行動障害のある児童等への支援については、地域の事業所への助言・援助や支援者の研修受講費用の補助を行うことで、支援体制の整備につなげる。

施策（７）学校教育・社会教育の充実

①障害児教育の充実

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
「ともに学び、ともに育つ」教育の観点から学校づくり、集団づくりを学校長のリーダーシップのもと支援教育コーディネーターを中心に、それぞれの学びの場が充実するよう教職員の共通理解を深め、学校全体で進めた。教育ソフトを学校が適切に運用し「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」が有効に活用できるよう研修を実施した。支援学級、通級指導教室、通常の学級の担任が連携し、実態把握から一貫した指導・支援に努めた。	B	「ともに学び、ともに育つ」教育の観点から学校づくり、集団づくりを学校長のリーダーシップのもと支援教育コーディネーター、支援学級担任、通級指導教室担当を中心に推進していく。児童生徒の実態把握から一貫した指導・支援を行うため、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の充実を図る。教育ソフトを各学校で活用し、障害のある児童・生徒に対して指導・支援が充実できるよう学校と連携しニーズに応じた連絡会、研修会を実施する。

②障害のある児童・生徒に対する小・中学校教育の充実

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
支援学級、通級指導教室の指導内容・方法の充実を図った。 それぞれの学びの場において適切な指導、支援が行われるよう、支援教育の専門性の向上を図るため、研修の実施や支援学校をはじめとする関係機関との連携を行った。 【主な研修会】 支援教育コーディネーター連絡会 支援教育管理職研修会 支援担任研修会 通級指導者研修会 医療的ケア研修会 教育ソフト連絡会 スキルアップ研修①(就学相談) スキルアップ研修②(支援教育交流会) ＊支援学校教員も参加 指導主事による校内研修 教育センター主催の研修 【支援学校への教育相談】 令和７年度実施件数 22件	B	支援学級、通級指導教室、通常の学級、それぞれの学びの場において適切な指導、支援が行われるように、連絡会、研修会を実施します。令和７年度に実施した研修をブラッシュアップするとともに、他課、関係機関、支援学校との連携を進め支援教育の専門性の向上を図る。

③小・中学校における教育相談体制・研修の充実

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
障害のある児童・生徒及び、その保護者からの多様な相談に対応するとともに、所内研修会を実施する等、相談員の専門性の向上に努めた。また、支援教育研修や通常の学級における支援講座、自立活動研修等、様々な研修を実施し、教職員の資質向上に努めた。	A	障害のある児童・生徒及び、その保護者からの多様な相談に対応するとともに、相談しやすい環境づくりや教育センター所属の相談員の専門性の向上に努める。また、教職員に対して教育課題に応じた支援教育や児童生徒理解に関する研修を充実させ、教職員の資質向上に努める。

④小・中学校における合理的配慮の充実

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
適切な指導や支援を受けられる環境づくりの推進に向け、一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供が行われるように、各連絡会、研修会で周知し校内支援体制の充実を図った。また、教育委員会が派遣する合理的配慮指導員等を活用し、合理的配慮による適切な指導、支援の充実を図った。 【合理的配慮指導員への相談】 令和7年度実施件数 42件	B	一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供が適切に行われるように、校内支援体制の充実を図るとともに、合理的配慮指導員のさらなる活用を進めていく。 「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」（分かりやすい版）の電子リーフレットを市内教職員向けに書庫で閲覧できるようにしたり障害の社会モデルでの捉え方を研修等で周知したり、合理的配慮への理解を推進する。

【基本目標2の評価：B】

7施策 20取組の内、A：6つ、B：14つ、C：なし、D：なしであった。

地域生活支援拠点等事業における事業所向けマニュアル等を作成し、人材育成のための研修会を開始し、障害福祉サービスの等の質の向上に務めた。また、計画相談の実施については、本市独自の補助制度の効果もあり利用率は向上しているものの、依然として低い水準であり、今後も、引き続きサービスの充実強化を図るため、支援体制の強化に取り組む必要がある。

【基本目標 3】 憩える 参加できる 活躍できる

施策（1）就労でき、働きつづけられる環境の充実

①障害者雇用及び働きやすい環境づくりに対する企業等の理解の促進

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
9月の障害者雇用支援月間に、ハローワーク茨木と連携し、障害者雇用支援啓発リーフレットを市内の1,100事業所に送付することにより、障害者雇用率制度や各種支援制度、相談窓口等について周知を図った。 ハローワーク茨木と連携し、障害者雇用支援セミナーを開催し、市内企業に対し、障害者雇用への理解促進に努めた。 〔実施日〕9月19日〔参加者〕10社 〔場所〕ハローワーク茨木 茨木市障害者地域自立支援協議会就労支援部会において、障害者就労支援センターかしの木園と連携し、企業向けセミナーを開催し、参加企業への合理的配慮の視点に立った職場環境づくりの促進に努めた。 〔実施日〕10月24日 〔場所〕障害者就労支援センターかしの木園 障害者雇用支援セミナーを開催し、障害者雇用の具体的な取組みについて紹介した。 茨木地区人権推進企業連絡会で市補助事業（理解促進、合理的配慮促進）について周知した。	B	引き続き、9月の障害者雇用支援月間に、ハローワーク茨木と連携し、市内企業に対し、障害者雇用への理解促進を図るため、障害者雇用支援セミナーを開催。また、障害者雇用支援啓発リーフレットを市内の事業所に送付し、障害者雇用率制度や各種支援制度、相談窓口等について周知を図る。

②雇用分野における差別の解消

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
茨木地区人権推進企業連絡会の総会において、会員事業所に対し、茨木市障害理解促進事業補助金制度や改正障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供、合理的配慮の提供支援に係る費用助成についての周知に努めた。 〔実施日〕5月16日〔参加者〕18人 〔場所〕茨木市文化・子育て複合施設おにクル 9月の障害者雇用支援月間に併せて、市とハローワーク茨木が共同で作成する啓発リーフレットに、本市の補助制度（障害者雇用奨励金、障害理解促進事業補助金、合理的配慮提供助成金）を記載し、市内約1,100の事業所に送付した。 企業が障害理解や障害者雇用の促進を主体的に図ることができるよう、障害者就労支援センターかしの木園や自立支援協議会就労支援部会等が企業支援セミナーを企画・実施した。	B	市内事業所に対し、障害者差別の禁止や合理的配慮等への理解促進を図るため、市ホームページで周知を行う。 引き続き、障害者就労支援センターかしの木園や自立支援協議会就労支援部会と連携し、企業支援セミナーの実施など、障害理解や障害者雇用を促進する取組を実施する。

③就労拡大に向けた支援体制の充実

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
令和7年10月からの就労選択支援の実施に向け、事業所説明会を行った。また、就労選択支援の基本的な考え方や事務フロー等を指定就労選択支援事業所に通知し市ホームページにて周知した。 茨木支援学校と協議・連携し、在校生の就労選択支援利用について調整の上、運用を開始した。また、高校2年生の保護者向け説明会を実施した。	A	就労選択支援の令和9年度施行分について、ハローワーク茨木、障害者就業・生活支援センターと協議のうえ、運用を検討し、支給決定に係る運用を整理する。 就労選択支援ネットワーク(仮)の創設・運用を開始する。 引き続き、障害者就労支援センターかしの木園で実施する一般就労へ向けた各事業（就労移行支援事業、就労定着支援事業、就労選択支援事業、就労チャレンジ事業、ジョブコーチ支援事業、中小企業支援事業、就労アセスメント事業など）を着実に実施する。

④スマイルオフィスを活用しての就労意欲の向上

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
スマイルオフィス雇用を行った9名中3名が企業（障害者雇用含む）へ就職し、1名は就労継続支援B型業所への通所を開始するなどの成果があった。	B	令和8年度もスマイルオフィス年間利用者数10人という目標値を達成するとともに、就労等に向けた支援を継続して実施する。

⑤「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく取組の推進

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
優先調達方針を策定して、目標額を定め、行政の福祉化会議にて、庁内各課に優先調達の促進を働きかけた。	B	優先調達について、引き続き障害者就労施設等が受注できる製品の紹介を庁内各課に周知し、受注機会を増やす取組を行う。 障害福祉サービス事業所が主体的に受注役務の開拓や生産体制の工夫が行えるよう、障害理解促進事業の対象者に障害福祉サービス事業所を加え、活動を促進する。

⑥通所施設が行う生産活動、創作活動等の促進

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
共同受注窓口等に係る就労促進事業の更なる促進に向け検討を開始した。 引き続き、おにも見にクールアート展を開催し、創作品の展示や事業所でつくられた製品の販売を行い、多くの方に来場いただき、販売会では昨年度を上回る売上を上げることができた。	B	引き続き、就労促進事業の更なる促進に向け検討を継続する。 障害福祉サービス事業所が主体的に受注役務の開拓や生産体制の工夫が行えるよう、障害理解促進事業の対象者に障害福祉サービス事業所を加え、活動を促進する。

⑦働きつづけるための就労相談の充実

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
障害者就労支援センターかしの木園で就労定着支援を実施し、就労後に生じた悩みや問題を中心に、相談や助言等の支援を行った。	B	引き続き、障害者就労支援センターかしの木園における就労定着支援等の事業を実施し、就労相談等の日常的な相談支援体制の充実に取り組む。 また、かしの木園指定管理者の自主事業として実施するジョブコーチ支援事業や就労アセスメント事業を引き続き実施する。

⑧重度障害者の就労支援

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
重度障害者就労支援特別事業、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について、他市の状況等、状況把握に努めた。	C	重度障害者就労支援特別事業については、引き続き状況把握に努める。 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業については、大学との調整及び制度設計について検討を行う。

施策（2）文化芸術・スポーツ等を通じた社会参加の促進

①文化芸術を通じた社会参加の促進

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
障害のあるなしに関わらず、それぞれが自分のペースで、のびのびと「想像」と「創造」を体験できる「maru」という講座を合計14回行った。参加された方の作品は、市立ギャラリーで展示（2月）を行った。 また、令和7年度より新たに出張教室として、豊川いのち愛ゆめセンター（7月）及び生涯学習センター（3月）で、「maru+」をそれぞれ2回ずつ行った。 市民総合センターにおいて、インクルーシブな文化芸術事業として、「鑑賞型」と「参加型」の両面から取組を実施した。 【鑑賞型事業】 音量・照明への配慮、情報保障等により、多様な来場者が安心して音楽鑑賞できる環境を整えた「バリアフリーコンサート」を実施した。 【参加型事業】 「みんなでダンス in Ibaraki プロジェクト」として、障害のある人もない人も一緒に参加できるダンスワークショップ、舞台公演を実施しました。手話通訳や要約筆記、休憩スペースの確保等、鑑賞サポートと同様の配慮を行い、安心して参加できる環境づくりに努めた。 また、令和7年度は、評価・対話の場として、上記プロジェクト参加者等による意見交換の場「カタリ場」（1月）を開催し、事業の理解促進と深化を図りました。 おにクルの指定管理者は、フリーシートや上演中の休憩スペース、赤外線方式の補聴システムなど、来場された皆様に居心地よくご鑑賞いただくための各種サポートを用意し、0歳から大人までみんなで楽しむ参加型コンサート（1月）を行った。	A	引き続き、市や指定管理者において、だれもが文化芸術に触れられる機会の創出に努める。

②運動・スポーツを通じた社会参加の促進

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
春日丘運動広場のトイレ改修設計委託（バリアフリーデザイン）を行った。 障害のある人となない人が、スポーツで交流できる機会としてボッチャ交流大会やボッチャ体験会を継続して実施し、市内事業所や支援学校生徒・児童などから参加いただけた。	A	昨年度に設計が完了した春日丘運動広場トイレ改修工事を行う。 引き続き、ボッチャ交流大会やボッチャ体験会など障害の有無に関わらず、参加できる機会を提供していく。

③様々な余暇活動等に参加しやすい環境づくり

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
障害者社会参加促進事業を引き続き実施し、4団体に活用いただいた。 障害福祉センターハートフル市民交流講座として、スポーツ吹き矢やダンス等、7種類の講座を実施する等障害のある人となない人との交流を目的とした講座や交流会の開催のほかおにも見にクルアート展でのワークショップを実施した。（再掲）	B	障害福祉センターハートフル市民交流講座を実施し、障害者との交流の機会を創出するなど様々な取組を通じて、障害のある人となない人の交流が促進される機会の提供に努める。（再掲）

【基本目標3の評価：B】

2施策 11取組の内、A：3つ、B：7つ、C：1つ、D：なしであった。

就労・文化芸術・スポーツに関するさまざまな取組を行うことができたが、就労継続支援B型事業所における工賃が低い水準にあることや、文化芸術、スポーツ活動等を通じた社会参加の充実に取り組む必要があることから、引き続き関係課と連携し、取組を進める。

【基本目標 4】一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）人権の尊重、差別のないまちづくりの推進

①障害理解の推進と差別の禁止

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に関するリーフレットを市立中学校に配付し、授業で活用してもらうように依頼した。 ヘルプマークについて、ホームページや広報での周知・啓発を行ったほか、さらなる障害理解の促進に向けて障害理解促進事業補助金について、対象者に障害福祉サービス等事業所を加える検討を行うなど取組を実施した。	B	引き続き、障害理解に関する補助金の推進や障害理解、差別の禁止について周知・啓発を実施していくほか、障害者差別解消支援協議会の活動を通じて市民、市民活動団体、事業者等が主体的に取り組めるように努める。 更なる障害理解の促進に向け、障害理解促進事業の対象事業の拡充を検討し、令和８年度から、障害福祉サービス事業者が行う障害理解や障害者との交流に資する行事（自主製品等の販売会含む）を新たに補助対象とする予定。（再掲）

②障害者差別解消に向けての地域全体での対応力向上

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
茨木市障害者差別解消支援協議会を２回開催し、各機関との情報共有や差別相談に対する対応力向上に向け事例検討を行った。	B	引き続き、各機関における情報共有や事例検討等を通じて地域における対応力向上に努める。

施策（２）虐待防止対策

①虐待防止及び啓発への取組

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
関係機関の取組内容を共有する機会を設け、連携強化に努めた。 また、関係機関を対象に虐待防止研修を実施し、虐待防止に関する意識向上を図った。	B	引き続き、虐待防止に関する意識の向上に向けた取組を実施する。

②虐待対応

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
通報案件については、全件、事実確認を実施し、適切に対応した。	A	引き続き、通報案件については、適切な対応を実施する。

施策（３）権利擁護の推進

①権利擁護の推進

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
茨木市社会福祉協議会において、市民向け又は関係機関向けの講座を開催しました。また、市民等から後見制度や権利擁護などの相談があり、事案の状況確認や適切な機関へのつなぎ等の対応を行いました。 ・講座実施回数及び参加者数：３回・計１２５人 ・相談件数：６８件	B	権利擁護に係る相談及び支援の体制強化を図るとともに、支援が必要な方に迅速かつ適切な制度やサービスに繋ぐため、引き続き、市民向け研修や社会福祉協議会広報誌などで啓発に取り組む。 また、権利擁護に係る事務に従事する職員体制の整備や技能向上に努める。

②成年後見制度利用の促進（利用支援事業・報酬助成事業）

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
市長申立て件数及び成年後見人等報酬助成決定件数とも前年度より減少したが、成年後見審判の市長申立てや成年後見制度利用支援事業について、支援を必要とされる方へ適切に対応を行った。	B	支援を必要としている方が適切に制度を利用できるよう、引き続き制度の周知を行う。

③意思決定支援の促進

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
障害福祉課にて「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン」を用いて研修を実施し、障害者への支援技術の向上を図った。また、意思決定支援の前提を踏まえ就労選択支援の研修や通知を行った。	B	主任相談支援専門員と連携し、相談支援事業者への説明会において国の意思決定ガイドラインを周知し、併せて就労選択支援の活用と就労系サービスにおける意思決定支援についての説明を行う。

施策（4）障害理解教育の推進

①学校等における障害理解教育・学校活動の充実

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、点字活動、手話活動、車椅子の体験活動、アイマスクの体験活動等を取り入れたり、障がいのあるご本人から直接話を聞くなど障害理解教育の推進に取り組んだ。 保育所や幼稚園等の保育士・教諭が児童発達支援センターを訪問し、児童発達支援センターにおける保育内容を学ぶことで、障害についての理解や認識を深めた。 茨木市社会福祉協議会にて研修用の車いすやアイマスク等の貸出を行い、小学校等で障害への理解を深めるための福祉教育や体験学習等に活用した。 貸出件数：22件	B	学校での障害理解教育や学習の場を充実させるため、茨木市社会福祉協議会やボランティア団体と連携し体験的な学習等を取り入れる。 引き続き、保育所や幼稚園等の保育士・教諭が児童発達支援センターを訪問し、児童発達支援センターにおける保育内容を学ぶことで、障害についての理解や認識を深める。 車椅子等の体験学習等を継続して実施するとともに、茨木市自立支援協議会とも連携し、障害への理解を深めるための取組を実施する。

②家庭・地域における障害教育・学習活動の充実

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
児童の保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの育成に必要な知識と技術について学習し、家庭教育力の向上を図るため、市内各小学校区に学級(7学級)を開設した。「人権」「親学習」等を学習項目として、年間を通じて自主的に学習や情報交換等の活動を行った。 公民館では、「人権」をテーマとした講習会・講演会が行われ、地域住民の学習の機会が確保された。	A	実施学級数の減少から事業目的を達成することが難しいため、現行の事業は令和7年度で終了し、効果的な家庭教育支援について研究を続ける。 公民館でも、誰もが相互に人格と個性を尊重し合うことを目的として、「人権」に関する学習会を引き続き実施する。

【基本目標4の評価：B】

4施策 9取組の内、A：2つ、B：7つ、C：なし、D：なしであった。

「一人ひとりの権利が尊重される」を目標とした取組については障害理解・権利擁護等に関する啓発や研修を行い障害理解等の促進に努めている。新たな啓発手法の検討を含め、今後も継続して障害理解等の促進に努めていく。

【基本目標 5】情報を活かして、安全・安心に暮らせる

施策（1）情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進

①情報提供及びコミュニケーションの充実

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
中央図書館の読書バリアフリーコーナーでは大活字本・LLブック等の資料の他に、読書支援ツールや読書バリアフリーに関するチラシ等を設置しており、障害の有無等に関わらず読書に親しめるよう、読書環境の整備に努めた。 音訳ボランティアの技術向上のため、外部講師を招き音訳ボランティア技術研修講習会を実施した。ボランティアの音訳技術の向上により、視覚障害者等へのサービスを一層充実させることができた。 夏休み子ども点字教室や、子ども向けのバリアフリー映画会を開催することで、子どもにも図書館の障害者サービスを知ってもらえる良い機会となった。 点字教室8人：映画会86人（うち障害のある方19人）・読書バリアフリー体験イベントや朗読会を開催し、視聴覚障害をはじめ様々な障害に対する理解を深めてもらう場となった。体験47人：朗読会：22人 令和7年9月中央図書館児童室へ、令和8年1月穂積図書館にりんごの棚(全ての子どもが読書を楽しめる本棚として、LLブックや点字付き絵本などのバリアフリー図書を提供)を設置した。 市ホームページや広報誌等の行政情報発信媒体にはUDフォントを使用しており、市ホームページには音声読み上げ機能や表示サイズの変更機能、配色変更機能を搭載している。 また、広報誌では点字広報、声の広報の発行、多言語読み上げが可能な「カタログポケット」を使用し、情報取得者の障害等によって情報格差が起きないように努めた。 全庁的な会議において、行政文書のUDフォントの使用促進を図った。 「障害福祉のてびき」に図書館における視覚障害者等サービスを掲載するなど、情報発信に努めた。 デジタルデバイドの解消に向け、企業との連携事業として「視覚障害者向けスマホ講座」「聴覚障害者向けスマホ講座」を実施した。 行政の福祉化会議において、庁内各課の環境整備状況を共有し、更なる環境整備促進及び合理的配慮の促進を求めた。	B	引き続き、情報取得者の障害等によって情報格差が起きないように努める。（次期計画策定については、知的障害者等に対する配慮版として「わかりやすい版」を作成予定） 読書バリアフリーコーナー、りんごの棚に置く資料の充実に努める。 「第3次茨木市子ども読書活動推進計画 改定版」に基づく、障害のある子ども等への取り組みを行う。 【実施予定内容】 夏休み点字ラリー（8月） 朗読会（10月） 読書バリアフリー体験イベント（11月） バリアフリー映画会（12月） おにも見にクルアート展（12月）

②ICT活用の促進とデジタルデバインド解消

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
「行かなくてもいい市役所」について、令和8年3月31日時点で障害福祉課所管の42の手続についてオンライン化した。 「くらしのデジタル化」及び情報格差（デジタルデバインド）の解消について、スマートフォン等の利用及び行政手続におけるオンライン申請の利用や「いばライフ」等の利用の促進を目的に、市民からのスマートフォンに関する相談を受ける窓口「スマホ相談」を令和7年8月から令和8年3月までの毎週水曜日に市役所内に設置し、延べ550名に利用いただき、中には聴覚障害者の利用もあった。また、地区保健福祉センター等において出張スマホ相談も実施し、延べ56名の利用があった。 また、障害福祉センターハートフルにて、視覚障害者向けスマホ講座を2回（各回4名参加）、聴覚障害者向けスマホ講座を2回（各回4名参加）実施した。 重度障害者福祉タクシー利用券の電子化について、令和10年度開始に向け手法等を検討した。 きらめき講座をはじめとするICT関連講座を実施し、障害者を含む市民がICTの活用について学べる機会を作り周知に努めた。 【令和7年度ICT講座開催実績】 ①センター主催「きらめき講座」6講座、受講者数88名 ②ZOOM講座(2回開催)、延べ受講者数18名 ③「ジュニアのための講座」1講座、受講者数30名 ④茨木シニアICTアソシエーション連携事業「タブレット・スマホ関連講座」8講座、延べ受講者数151名 ⑤ボランティア講座 ・ワード入門を連続2回、1回開催、延べ受講者数35人 ・エクセル入門を連続2回、1回開催、延べ受講者数57人 合計：379人	B	「行かなくてもいい市役所」については引き続き行政手続オンライン化の取組を進める。 「くらしのデジタル化」及び情報格差（デジタルデバインド）の解消のため、引き続き「スマホ相談」を実施する。 重度障害者福祉タクシー利用券の電子化について、実施の可否や手法等を検討するため、事業所へアンケート等を実施する。 引き続き、きらめき講座をはじめとするICT関連講座の実施を行い、障害者を含む市民がICTの活用について学べる機会を作り周知に努める。 【令和8年度ICT講座開催予定】 ①センター主催「きらめき講座」5講座 ②ZOOM講座(2回開催予定) ③「ジュニアのための講座」1講座 ④茨木シニアICTアソシエーション連携事業でのスマホ関連講座(8講座) ⑤ボランティア講座(講座数未定) ・パソコン入門講座 ・ワード入門講座 ・エクセル入門講座

③多様なコミュニケーションを支援する人材の確保・育成

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
出前講座や手話講習会等を開催し、大人だけでなく、小・中・高校生への啓発を行った。 障害福祉センターハートフルの一部を茨木小学校の学童保育室として使用しており、当該学童を利用している児童を中心に手話講座を実施した。	B	引き続き、出前講座や講習会を開催し、将来を見据えた人材の確保に向けた取組を推進する。

④障害福祉サービス等の利用者の選択に資する情報提供

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
障害福祉課圏域担当職員が、相談支援部会に参加し情報連携に努めた。 障害福祉サービスの事業所リストやほっとナビについて、市ホームページにて更新を行い情報提供に努めた。	B	相談支援部会の参加について、基幹相談支援センター圏域担当に加えて、職員1名を増員し、体制強化を図る。 ほっとナビ掲載情報の更新を集団指導の場やメールなどで促していく。

施策（2）安全・安心に暮らせるまちづくり

①まちのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン等の推進

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
バリアフリー基本構想協議会を開催し、各種事業の進捗を確認した。 道路、建築物等の施設整備に加え、各主体により教育啓発特定事業（心のバリアフリー）を実施した。	B	バリアフリー基本構想協議会を開催し、現行基本構想の進捗確認及び評価を行うとともに今後の施策展開を整理し、年度内に基本構想の改定に努める。 道路、建築物等の施設整備に加え、各主体により教育啓発特定事業（心のバリアフリー）を実施する。

施策（3）防災の推進

①要配慮者の特性に応じた災害時の情報提供体制の充実

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
電話やFAX、防災アプリ、屋外拡声器など様々な媒体にLアラートやJアラートなど多様な手法を用いて災害情報を伝達する体制を整備した。	A	引き続き、電話やFAX、防災アプリ、屋外拡声器など様々な媒体にLアラートやJアラートなど多様な手法を用いて災害情報を伝達する。

②個別避難計画による障害者の避難支援

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
令和4年度末の意向調査で個別避難計画の作成を希望された方のうち、水害発生時の浸水の深さが3m以上の地域にお住まいの方について、計画作成に着手し、延べ506件の計画を作成した。	B	災害発生時の安否確認や支援についてさらなる推進を図るため、令和4年度末の意向調査で、個別避難計画の作成を希望されなかった方や、返信のなかった方への再アプローチを検討する。

③一般避難所における福祉ニーズへの対応

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
避難所での要配慮者の優先使用を想定したパーティションやベッドの整備を行った。 住民や施設管理者が検討する地域版避難所運営マニュアル作成支援を2地区で実施し、福祉避難コーナーを含めたレイアウトを作成した。 住民の共助の仕組みづくりの一助として、自治会加入促進の以下の取組を実施した。 6月の自治会加入促進月間における懸垂幕の掲出、ごみ収集車からのアナウンス、広報誌への掲載を行った。 宅建協会・不動産協会に加入促進の協力依頼をした。 自治会加入案内チラシの配布等を行った。 立命館DAYなどのイベントで自治会に関する啓発活動を実施した。 自治会や地域活動を知るきっかけにつながっていると捉えているが、自治会加入率の向上には至っていない。	B	避難所レイアウト未作成の避難所において、福祉避難コーナーを含めたレイアウトの作成を実施する。 引き続き、共助の視点から、自治会参画の取組を進める。

④福祉避難所の設置・災害協定に基づく支援体制の整備

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
協定等による福祉避難所設置運営マニュアルの作成に携わり、茨木市障害福祉サービス事業所連絡会へのマニュアル送付に繋げることができた。 茨木市障害福祉サービス事業所連絡会と締結している協定に基づく支援体制を整理し、事業所連絡会と連携、調整の上、マニュアル名を「協定等に基づく福祉避難所設置運営マニュアル」としマニュアルを改定した。 全庁的な検討体制を整備し、災害時要配慮者に対する支援体制を検討した。福祉避難所については、障害福祉課が所管する3つの福祉避難所（障害者生活支援センターともしび園、障害者就労支援センターかしの木園、障害福祉センターハートフル）について、福祉避難所の運営に必要となる備品の洗い出しを行った。	A	令和8年10月に医療的ケア児者の福祉避難所を開設することにあわせ、ポータブル電源や痰吸引機等を配備する。 必要に応じて福祉避難施設協定の見直しを検討する。 災害時における障害福祉サービス利用者負担の軽減制度についての整備を検討する。

【基本目標5の評価：B】

3施策 9取組の内、A：2つ、B：7つ、C：なし、D：なしであった。

多様なコミュニケーションのニーズに対応できる環境整備や人材育成を行うとともに、情報取得に必要なICTが利用できる環境づくりや利用促進のためのスマホ講座等の開催を実施した。今後も引き続きデジタルデバイドの解消の取組を行う。

また、防災関連施策については、個別避難計画や一般避難所、福祉避難所に関する取組を進めており、引き続き地域や関係機関と連携を図り、取組を進める。

【基本目標 6】持続可能な社会保障を推進する

施策（1）障害者制度の適正運営

①持続可能な障害福祉サービス制度の運営

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
令和7年4月から日帰りショートステイの報酬改定を行った。 移動支援事業については、報酬体系が非常に複雑な状況になっており、事務体制の持続可能性維持や事業者の事務負担軽減の観点から、今後のシステム再構築や国保連合会への委託等を見据え現状の報酬体系をシンプルに改定できるよう調整、検討を行った。（※令和8年4月から改定） 令和8年度に向けてシステム標準化、再構築の実施に向けた調整を行った。 令和6年度の報酬改定による重複部分等について現行の生活介護入浴補助金の見直しを検討、調整した。 生活介護入浴補助金、グループホーム施設開設補助要綱において、補助対象者の適格性維持、法令順守促進を目的とし一部法人(指定取消5年未経過、不正請求費用返還未完了)を補助対象外とするための見直しを検討、調整した。 障害児の相談支援、支給決定の取扱いについて関係課で課題の共有を行った。 契約内容報告書を省略可として事業者の負担軽減を図った。 物価高騰対策費として臨時給付を行い、事業者への支援を実施した。	B	令和8年4月から移動支援事業の新報酬体系運用を開始する。 グループホーム整備補助金の見直しを検討する。（再掲） 重度重複障害者支援補助金の見直しを検討する。 システム標準化、再構築の実施を行う。

②請求情報の点検による給付の適正化

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
令和7年4月から障害福祉業務総合支援ソフト「オクトパス」の運用を開始し業務効率化及び審査体制の強化を行った。	B	地域生活支援事業請求事務の国保連委託を検討する。

③地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者の指定

令和7年度実施内容	評価	令和8年度実施予定内容
障害福祉サービスの指定に際し、法令で定められている指定基準に遵守していることはもちろんのこと、適切なサービスを提供する体制の整備が行われているかについても確認した。 就労継続支援B型事業所の数が増えすぎていると考えられる状況となっており、利用者やサービスの質の確保が課題となっている。 就労継続支援B型を中心として在宅利用・在宅支援が増加しているが、支援の効果性に疑問があるケースが見受けられる。 グループホームは増えているが強度行動障害・医療的ケア・身体重複などの重度障害者の受け入れをする事業所が少ないとの声がある。	A	福祉サービスの指定に際して、特に指定就労継続支援事業所については、国から新規指定のためのガイドラインが示されたことから、当ガイドラインに沿って必要な対応を行う。 意見申出制度の活用について自立支援協議会への諮問を検討する。

施策（２）持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成

①障害福祉サービス事業所への指導・監査

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
障害福祉サービス等の制度を持続可能なものとするために、障害福祉サービス事業者への集団指導及び実地指導を実施した。実地指導の中で不正請求などの違反事実の疑いのある事業者が複数あり、監査に移行し、対応に時間を要したことにより、昨年度より実施件数が減少したが、不適正な事業運営を行っている恐れのある、より対応の必要性の高い事業者への適正な指導監督を実施した。 令和７年度集団指導において、サービス提供時の受給者証確認の徹底について周知した。 福祉指導監査課と連携し、事業者の不正利得、不当利得に対して返還請求や過誤調整、並びに債権管理を適宜適切に行った。 地域生活支援事業の登録又は指定制度への移行を検討した。	B	実地指導を行う中で法令上の違反事実の疑いのある事業者への対応や事業者の関係者からの違反事実に関する情報提供への対応が増えており、それらに対して効率的・効果的に対応できるような手段の構築に取り組む。 引き続き、適切に債権管理及び過誤調整を行っていく。また、地域生活支援事業の登録又は指定制度への移行を検討する。

②サービス提供従業者の確保・事務効率化

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
令和７年１１月２６日の集団指導にて、国の「ハラスメント対策マニュアル」の周知を行った。 事務効率化の観点から障害者自立支援給付費の過誤申立手続きの電子化、契約内容報告書等の提出省略を行った。（集団指導にて通知、周知済） 市内の配食事業所の状況や利用実績（１名）等を鑑み、令和８年３月末を以って配食サービスを廃止した。 グループホーム整備補助金 …実績１件 相談支援事業所開設補助金 …実績５件	B	相談支援事業所開設補助金について、令和８年度も継続して実施する。

③障害福祉サービス事業所等における人材育成の促進

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
大阪府の相談支援専門員研修（現任）のインターバル（課題実習）を１名実施した。 開設して間もない相談支援事業所を訪問し、困りごとなどに対する助言等を行うことでバーンアウトを防ぐなどの人材定着に務めた。 大阪府の相談支援専門員研修におけるインターバルの実施（７月～９月、１～３月）により初任者７人に対してサービス等利用計画の質向上に向け、スレングス・インフォーマルサービス等の活用・総合的な計画作成を指導。（再掲） 専門職（認定給付専門員）によりサービス更新時や必要時、並びに相談支援専門員初任者研修においてサービス等利用計画案の指導助言を行い計画相談の質の向上を図った。 医療的ケアや強度行動障害者に対応する事業所や介護人材の不足する事業所のサービス提供基盤確保のため、新たな補助金（障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金）の立案を行った。（再掲）。	B	事業所訪問や基幹相談支援センターが実施する研修などを通じ、サービスの向上や人材定着を図る取組を実施する。 引き続き、計画相談支援の初任者研修のインターバル実習や特定相談支援事業者への説明会においてストレングス・インフォーマルサービスの活用・総合的な計画作成を指導。 障害福祉サービス事業者等従事者研修費用補助金について新規実施する。

施策（３）市立障害者施設のあり方の検討

①市立障害者施設のあり方の検討

令和７年度実施内容	評価	令和８年度実施予定内容
令和７年度においては、公共施設の全体最適化に向け、茨木市公共施設白書の改定を行い、障害福祉施設についても、建物の状況、利用状況、コストの状況等を整理した。また、茨木市公共施設最適化方針に示す今後の取組方針に基づき、対応を検討した。 障害者生活支援センターともしび園については、前指定管理者への指定取消処分により休園状態となっていたが、新たな指定管理者の公募を行い、９月から運営を再開した。 令和８年度に、障害者施策推進分科会内に専門部会の立ち上げを予定しており、今後の施設のあり方を本格的に検討することから、施設の現状把握、課題抽出等を行い論点整理に努めた。	A	利用者ニーズや社会情勢の変化のほか、令和７年度に改定した茨木市公共施設白書における市立障害福祉施設の状況等を踏まえた施設評価を行い、茨木市公共施設最適化方針を改定する中で、今後の施設のあり方（方向性）について検討する。 障害者施策推進分科会専門部会を立ち上げ、施設のあり方について検討を行い、その内容等を踏まえ茨木市公共施設最適化方針を定め、適切な施設運営を行っていく。

【基本目標６の評価：B】

３施策 ７取組の内、A：２つ、B：５つ、C：なし、D：なしであった。

持続可能なサービス提供体制の構築に向け、日帰りショートステイの報酬改定を行ったほか、移動支援の報酬改定に向けた検討を行った。また、地域ニーズを踏まえ研修や集団指導等を通して障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成を行った。今後も社会情勢の変化を踏まえた持続可能な制度運営を行うための取組を行う。